

業務内容

～営繕業務の流れ～

調査

官庁施設を位置、規模、構造（耐久性、防災性能等）の観点から調査・診断し、施設整備計画の基礎資料を作成します。

企画・計画

実態調査、地域の特性、都市の形態等を勘案して、長期営繕計画を立案します。
官庁施設の営繕計画に関し、技術的観点から意見を述べ、策定に当たっては各省庁等に対して総合的な指導・調整を行います。また、施設整備の緊急性を判断したうえで、予算措置を講じます。

設計・積算

施設の管理者となる各省庁等と打合せを行いながら、基本設計、実施設計をまとめ、仕様書、設計図等をに基づき工事金額を算定します。

工事契約

工事規模、内容に応じた多様な入札・契約手続により工事受注者を選定し、工事請負契約を締結します。

監理・検査

契約書、仕様書、設計図に従って工事の監理を行います。工事完了後検査を実施し、工事完成を確認します。

完成・引渡

施設が完成すると、これを使用・管理する各省庁等に施設を引き渡します。

保全

施設機能の適正な維持のため、各省庁等に対して保全業務の指導を行います。